

各務原市産婦健康診査事業実施要綱

(令和3年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、出産後間もない時期の産婦の健康の保持及び増進並びに異常の早期発見に努めることにより、産後うつ及び虐待の予防を図るため、産婦健康診査事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市長から別に定める受診票兼結果票（以下「受診票」という。）の交付を受けた出産（流産及び死産を含む。）後2か月未満の者（産婦健康診査の受診時に市内に住所を有する者に限る。）とする。

(産婦健康診査の内容)

第3条 産婦健康診査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 健康状態・育児環境の把握
- (2) 血圧・体重測定
- (3) 尿検査
- (4) エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

(助成等)

第4条 市は、対象者が医療機関又は助産所（以下「医療機関等」という。）において産婦健康診査を受診したときは、当該対象者に対し、当該産婦健康診査に要した費用（以下「健診料」という。）に相当する額を助成する。

- 2 前項の規定による助成額は、1回につき5,000円を上限とし、助成の回数は、対象者1人につき2回を限度とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市は、対象者が委託医療機関等（産婦健康診査を実施することを本市と契約した医療機関等及び本市と一般社団法人岐阜県医師会（以下「医師会」という。）との契約に基づき医師会が産婦健康診査を実施させることとした医療機関をいう。以下同じ。）において産婦健康診査を受診したときは、当該委託医療機関等からの請求に基づき、当該委託医療機関等に対し、助成額に相当する額を支払うものとする。
- 4 前項の規定による支払をしたときは、当該対象者に対し、第1項の規定による助成をしたものとみなす。

(委託医療機関等における受診)

第5条 対象者は、委託医療機関等において産婦健康診査を受診しようとするときは、当該委託医療機関等に受診票を提出し、健診料から前条第1項に規定する助成額を控除した額を当該委託医療機関等に支払うものとする。

(委託医療機関等の請求)

第6条 委託医療機関等は、受診票を各月分取りまとめて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める提出先に翌月10日(その日が各務原市の休日を定める条例(平成3年条例第6号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その前日)までに提出するものとする。

(1) 医師会の会員である委託医療機関等が産婦健康診査を実施した場合 岐阜県国民健康保険団体連合会

(2) 前号の委託医療機関等以外の委託医療機関等が産婦健康診査を実施した場合 市長

(償還払いによる助成)

第7条 委託医療機関等以外の医療機関等で産婦健康診査を受診した対象者は、第4条第1項の規定による償還払いによる助成の申請を市長にしなければならない。

2 前項の規定による申請は、産婦健康診査を受けた日から1年以内に、別に定める申請書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 受診票その他産婦健康診査を受けたことが確認できる書類

(2) 健診料に係る領収書

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、当該対象者に対し助成金を支給するものとする。

(指導等)

第8条 産婦健康診査を実施した医療機関等は、その結果に基づき、適切な指導を行うとともに、速やかに支援が必要と判断されたものについては、市へ報告するものとする。

(受診者への支援)

第9条 市長は、産婦健康診査を受診した者に対し、必要に応じて産後ケア事業、訪問指導等の支援を行うものとする。

(秘密の保持)

第10条 医療機関等の医師その他の産婦健康診査の関係者は、産婦健康診査を受けた者の秘密保持に配慮するとともに、知り得た秘密を産婦健康診査の実施の目的以

外には使用してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日決裁）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市産婦健康診査事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に出産（流産及び死産を含む。）をした対象者に係る産婦健康診査について適用し、同日前に出産をした対象者に係る産婦健康診査については、なお従前の例による。